

令和 8 年 6 月 5 日（金） 関市農業委員会総会

場所： 関市役所 大会議室

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日） 午前 9 時 3 0 分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
- (6) 議案第 6 号 非農地判断について

○出席委員（15名）

1 番 安田 美雄 君	3 番 丹羽 英治 君	4 番 吉田 忠男 君
6 番 鵜飼 秀樹 君	8 番 後藤 信一 君	10 番 松永 佳己 君
11 番 足立 宜穂 君	12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君
14 番 森 種生 君	15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君
17 番 山田 達史 君	18 番 日置 香 君	19 番 田下 喜代 君

○欠席委員（4名）

2 番 河村 清孝 君	5 番 和田 ひとみ 君	7 番 林 百恵 君
9 番 尾口 文良 君		

○委員以外の出席者（3名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 池村 駿 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

2番 河村委員、5番 和田委員、7番 林委員、9番 尾口委員ですので、ご報告をさせていただきます。

議案第1号2番、議案第3号7番について、5月29日付けで取下願が提出されたため、今回の審議対象から除外します。

議案第3号10番について、過去の5条許可が隣接地と一体での計画のため、関係機関と調整した結果、隣接地の事業計画変更が必要となり、事務局より依頼し、提出されたので、配布しました議案4号4番を今回の審議対象として追加したいと考えます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

それではただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

4番 吉田委員、6番 鶴飼委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、2件の申請がありましたので審議を求めるというものです。

1番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は関市役所から東に700mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 992㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難なためというもの。

譲受人は、農業経営を開始したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、牧草という内容になっています。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は下白谷橋から北東に100mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 104㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、過去の交換契約を果たすというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、玉ねぎ、ナス、人参の栽培という内容になっています。

以上、2件について、ご審議お願いいたします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、鶴飼委員、ございますか。

○6番（鶴飼 秀樹 君）

議案の場所については、以前より牧草栽培をしているようなので特に問題ないかと思えます。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第1号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 4 条の規定により、3 件の申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は市立旭ヶ丘中学校から北東に 1 0 0 m に位置する

登記地目 田・畑 現況地目 宅地 3 筆 4 3 4 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（離れ・倉庫・車庫）でございます。

申請人は、自己用住宅の離れ、倉庫及び車庫として使用するというものでございます。

5 月 1 2 日に現地を確認したところ、昭和 6 1 年 1 2 月に貸駐車場の目的で農地法 4 条許可を受けていたが、昭和 6 4 年に車庫、平成 7 年に倉庫、平成 8 年に離れと転用目的以外の物を建設したため、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更 2 番と同時許可案件になります。

2 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は小瀬 6 番町交差点から東に 1 0 0 m に位置する

登記・現況地目 田 138㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

申請人は、農地の嵩上げを行い、畑として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は下白谷橋から東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 4筆 240.73㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は菓子類店舗でございます。

申請人は、菓子類の店舗として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席された、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

2番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第5条の規定により、20件の申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1番の案件

議案は3ページ、位置図は7ページになります。

申請地は富岡公民センターから南東に500mに位置する

登記・現況地目 畑 233.47㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は関中央病院から南東に400mに位置する

登記・現況地目 田 1703㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は金属加工業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、自動車部品等の加工業等を営んでおり、駐車場として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

3番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は桜ヶ丘公民センターから南東に200mに位置する

登記・現況地目 田 357.24㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は市立旭ヶ丘中学校から北東に100mに位置する

登記地目 畑・田 現況地目 宅地 3筆 372㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、昭和61年12月に貸駐車場の目的で農地法4条許可を受けていたが、昭和64年に車庫、平成7年に倉庫、平成8年により離れと転用目的以外の物を建設したため、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

5番の案件

議案は4ページ、位置図は11ページになります。

申請地は市公民センターから北西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 148㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の駐車場として利用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、60年以上前より雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は下有知保育園から南東から200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 69㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は私道でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、私道として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、平成15年頃より私道となっており、今回、申請することとなった経書書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

8番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は関警察署から東に700mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 295.54㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自己用住宅として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9番の案件

議案は5ページ、位置図は15ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から東に400mに位置する

登記・現況地目 田 510㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地宅建取引業等を営んでおり、宅地分譲（2区画）として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から南に200mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 205㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅兼店舗でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅及び店舗として利用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、不詳より雑種地になっておりますが、過去に転用許可済です。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更3番、4番と同時許可案件になります。

11番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から北に500mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 100㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、昭和55年12月より住宅敷地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

12番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見IC料金所から北西に500mに位置する

登記・現況地目 田 1160㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電装置の設置業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

13番の案件

議案は6ページ、位置図は19ページになります。

申請地は東海環状自動車道関広見IC料金所から北西に500mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 892㎡。

農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%をこえているため、第3種農地と考えます。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光を利用した発電装置の設置業等を営んでおり、太陽光発電施設として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

14番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は赤土坂公民センターから北に300mに位置する

登記・現況地目 田 975㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地分譲に関する事業等を営んでおり、宅地分譲（3区画）として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

15番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は側島公民館から北西に300mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2筆 55㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自身の経営する会社の従業員駐車場として貸すというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、不詳より雑種地となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、既存施設の1/2以内の拡張であり、転用はやむを得ないものと考えます。

16番の案件

議案は7ページ、位置図は22ページになります。

申請地は賀多橋から北西に100mに位置する

登記・現況地目 畑 3筆 656㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は保養所及び駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、水道用品の製造業等を営んでおり、福利厚生施設として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

17番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は板取体育館から西に600mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 265㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は庭園でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、代表取締役を務める会社の保養所の庭園として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、令和7年頃より庭園となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

18番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は関市板取事務所から南東に500mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 281㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は造林業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、造林業等を営んであり、駐車場として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、令和2年12月より駐車場となっており、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

19番の案件

議案は8ページ、位置図は25ページになります。

申請地は下白谷橋から東に100mに位置する

登記・現況地目 畑 162㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は菓子類店舗でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、菓子類の店舗として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

20番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は下白谷橋から東に100mに位置する

登記地目 雑種地 現況地目 畑 278㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、菓子類の店舗駐車場として貸すというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、畑として利用していたが、令和6年5月頃、無断で埋め立てたため、今後、農地法を遵守するとの始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

21番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は武芸川幼稚園から南東に600mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 615㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は紙類製造販売業倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、紙類製造販売業等を営んでおり、倉庫として使用するというものでございます。

5月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

以上、20件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4番の案件につきまして、本日欠席された、和田委員から、意見は無い旨を伺っております。

5番の案件につきまして、本日欠席された、林委員から、意見は無い旨を伺っております。

6番の案件につきまして、本日欠席された、尾口委員から、意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

8番の案件につきまして、松永委員ございますか。

○10番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

9番、10番、11番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

12番、13番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

14番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

15番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

16番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○17番（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

17番、18番、19番、20番の案件につきまして、日置委員、ございますか。

○18番（日置 香 君）

17番については、現状と変わらないため問題ないと思います。

18番については、前回も審議しましたので、問題ないと思います。

19番、20番については、モネの池の近くということですが、近年、急激に土地の利用が進んでおり、申請地周辺の農地についても砂利が敷かれているところもあるため、確認を今一度、進めたいと考えています。

○議長（丹羽 英治 君）

21番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○19番（田下 喜代 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 12 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 13 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 14 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 15 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

17番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号17番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

18番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号18番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

19番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号19番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

20番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号20番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

21番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号21番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第4号事業計画変更申請に対する意見について議題とします。

まず、追加となった議案第4号4番を審議することについて、同意を求めます。

議案として審議とすることに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号4番を議案として審議することに決しました。

事業計画変更について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請が4件ありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は9ページ、位置図は28ページになります。

申請地は市立旭ヶ丘中学校から北東に100mに位置する

現況地目 宅地 3筆 372㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は、貸駐車場の目的で農地法4条許可を受けていたが、今回、譲受人から一般個人住宅として利用したいとの申出を受けたための事業計画変更です。

5条4番と同時承認案件になります。

2 番の案件

議案は10ページ、位置図は29ページになります。

申請地は市立旭ヶ丘中学校から北東に100mに位置する

現況地目 宅地 3筆 434㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は、貸駐車場の目的で農地法4条許可を受けていたが、昭和64年に車庫、平成7年に倉庫、平成8年に離れと転用目的以外の物を建設したための事業計画変更です。

4条1番と同時承認案件になります。

3 番の案件

議案は11ページ、

位置図は30ページになります。

申請地は小瀬6番町交差点から南に200mに位置する

現況地目 雑種地 205㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は隣接する小瀬字南長池1896-11と一体利用で資材置場として計画していましたが、譲受人より申請地を一般個人住宅として使用したいとの申出による事業計画変更です。

5条10番、事業計画変更4番と同時承認案件になります。

4 番の案件

議案及び位置図は配布した資料になります。

申請地は小瀬6番町交差点から南に200mに位置する

現況地目 雑種地 372㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

譲渡人は隣接する小瀬字南長池1896-19と一体利用で資材置場として計画していましたが、当申請地のみで事業を行うため、事業面積を縮小するための事業計画変更です。

5条10番、事業計画変更3番と同時承認案件になります。

以上、4件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第4号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第5号農用地利用集積等促進計画に対する意見について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求める というものです。

議案は12ページになります。

使用貸借権設定が 19筆 22, 238㎡でございます。

地区は、東本郷地区、下有知、東志摩地区、肥田瀬地区、小野地区、武芸川町谷口地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第6号非農地判断について議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。

議案は13ページ、位置図は31ページになります。

稲口公民センターから東に300m

登記地目 田 現況地目 山林原野 1筆 614㎡。

以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

議案6号につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

現状、竹藪のため問題ないかと思えます。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第6号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和8年7月6日（月）午前9時30分より

関市役所 6階 大会議室を予定しております。

任期中の最後の総会となりますので、タブレットを回収します。後日、文書でもお知らせしますのでご協力をお願いします。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会